

平成 27 年 美 郷 町 議 会 議 事 録

第 1 回 臨時会 (第 1 号)

招集年月日	平成 27 年 1 月 23 日					
招集の場所	美 郷 町 役 場 議 会 議 場					
開会日時	開 会	平成 27 年 1 月 23 日 午後 3 時 00 分				
		議 長 佐 竹 一 夫				
及び宣告	散 会	平成 27 年 1 月 23 日 午後 3 時 28 分				
		議 長 佐 竹 一 夫				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席 11 名 欠席 名 凡例 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不 応 招 ○△公務欠	議 席 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 号	氏 名	出席等 の 別
	議 長	佐 竹 一 夫	○	5	岩 根 和 博	○
	副議長	黒 川 民 次 郎	○	6	山 本 幹 雄	○
	1	原 克 美	○			
	2	福 島 教 次 郎	○	8	安 田 勝 司	○
	3	栗 原 進	○	10	簀 根 正 一	○
4	藤 原 修 治	○	12	西 嶋 二 郎	○	

会議録署名員	5番	岩根和博	6番	山本幹雄
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	景山良材	住民課長	渡邊泰文
	副町長	樋ヶ司	健康福祉課長	窪田英通
	教育長	田邊哲也	産業振興課長	烏田正輝
	総務課長	花田昇吾	建設課長	赤穴清
	企画財政課長	欠席	大和事務所長	漆谷和彦
	定住推進課長	岡先宏和	教育課長	三上利三
	出納室長	小田運博		
職務により議会に出席した者の職・氏名	局長 野村 豊			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成27年美郷町議会第1回臨時会議事日程
(第1号)

平成27年 1月23日(金) 午後 3時00分開会

順序	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会 期 の 決 定
3	議案の上程、説明、質疑、討論、表決 議案第 1号 美郷町表彰条例の制定について 議案第 2号 美郷町特別職の職員で常勤のものの給料の特例に関する条例の制定について 議案第 3号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(開 会 午後 3時 00分)

●佐竹議長

開会前ではありますが、町長より諸報告の申し出がありましたので、これを受けたいと思います。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

開会前でございますけれども、ただ今議長のお許しをいただきましたので、諸報告の5件についてご報告申し上げます。始めに平成22年10月に行った職員の不採用処分について、その取り消しを求めた訴訟が平成23年4月に提起され、第一審で町の勝訴、第二審で原告の勝訴、そして昨年6月の最高裁決定で、第二審の判決が確定したものであります。この訴訟の中では、主張、判決が分かれましたが、最終的には手続の中に問題があったとして、平成22年当時の不採用処分が取り消されました。その後、その職員との話し合いを経て、出勤開始日を本年の1月13日として、辞令交付を行いました。これから、町のため役場職員として頑張ってもらいたいと考えております。改めて町民・議会の皆様にご心配をおかけしましたこと、お詫び申し上げます。町の執行部として、この件について、どのように向き合うかを思慮いたしました。事例検討や法的な面での相談もし、訴訟の経過、判決から法的な責任問題ではない、との見解もいただきましたが、やはり私自身と副町長として考えるところがありました。この結果を受け、町の執行部の最高責任者の二人として、町民の皆様へのお詫びと今後への戒めとして、12月議会最終日にご報告申し上げますとおり、この度の臨時議会に上程させていただくものでございます。どうかご理解を賜りますよう宜しくお願いを申し上げます。次に、2件目でございますが、美郷町が誕生し10年という一つの節目を迎えた年でもあり、町民の皆様を支えられ今日までの歩みを進めてこられましたことに、改めて感謝を申し上げる次第でございます。さて、この節目の年であります町政合併10周年記念行事の開催日を平成27年6月14日、日曜日、多機能コミュニティセンターにおいて開催することといたしておりますので、ご理解ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。次に、3件目でございますが、企画財政課から2点につきましてご報告を申し上げます。第1点は、みさとカレッジ第3回起業コンテストについてでございます。起業コンテストにつきましては、従来之美郷町で起業するためのビジネスプランを提案し、提案者がこれを実施する、ビジネスコンテストと今年度新たに応募者が自ら起業する状況になくても、美郷町において実現したい、実現すべき、ビジネスプランコンテストの二部門について8月より募集を行い、12月25日に締め切りました。応募数につきましては、ビジネスコンテスト8件、ビジネスプランコンテスト6件の応募があり、一次審査として7名の審査委員によりまず書類審査の結果、ビジネスコンテスト3件、ビジネスプランコンテスト2件が一次審査を通過しました。二次審査につきましては、2月21日公開プレゼンテーションを行い、入賞を決定することとしてい

ます。第2点目は、ゴールデンユートピアのレストランの休業についてでございます。ゴールデンユートピアのレストランにつきましては、ペンタグラムジャパンが平成24年6月1日から営業していましたが、1月15日をもって閉店となりました。なお、2月初めより、上川戸、ゆるりのご協力をいただきまして、暫定的に開店することとなりました。今後につきましては早急に協議しながら対応して参ります。次に、4件目でございますが、産業振興課より大雪による農業用ハウスの倒壊について、その状況と支援対策についてご報告させていただきます。昨年12月4日から5日にかけての大雪により、JA島根おおち管内で多くの農業用ハウスが倒壊したところでございます。被害発生を受けてから対応経過でございますが、12月10日に管内雪害対策会議を開催し、16日から10日間をかけて現地調査を行いました。その結果、管内においては106棟の倒壊、美郷町内では16棟の倒壊が明らかとなったところであります。また、併せて行いました再建意向の調査では、町内の16棟の内、12棟に再建の意向があり、年度内の再建意向については現在のところ6棟となったところでございます。これをお受けまして、再建の支援をどのようにしていくか協議を続けておりましたが、再建費から共済支払い分を除いた2分の1を県と町、6分の1をJAで支援をしていくこととなりました。今後補正予算により対応して参りたいと考えておりますので、ご理解の程よろしくお願いをいたしたいと思っております。最後5件目でございますが、建設課から国道375号湯抱バイパスの開通について報告をさせていただきます。平成8年から着工いたしておりました、別府から湯抱温泉口までの湯抱バイパス1工区で延長3600mが本年3月20日に開通することとなりました。着工から19年の長い歳月を要しましたが、無事に開通の日を迎えることができました。これまでの地権者並びに関係各位の皆様のご協力に対し、改めて感謝を申し上げるものであります。なお、開通にあたり3月20日、金曜日に開通式並びに祝賀会を計画いたしており、近日中には関係各位に対しましてご案内を発送させていただきますのでよろしくお願いをいたします。以上諸報告5件につきまして報告を終わります。

●佐竹議長

町長の諸報告が終わりました。

全議員出席であります。ただ今から平成27年美郷町議会第1回臨時会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番・岩根議員、6番・山本議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●佐竹議長

ご異議なしと認め、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決しました。

日程第3、議案の上程、説明、質疑、討論、表決に入ります。本臨時会に提案を受けております議案は、条例案3件であります。議案第1号から議案第3号までの3件を一括上程いたします。それでは議案第1号から順次提案理由の説明を求めます。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●花田総務課長

上程になりました議案第1号につきましてご説明を申し上げます。議案第1号、美郷町表彰条例の制定について。美郷町表彰条例を別紙のとおり制定するものとする。平成27年1月23日提出。美郷町長 景山良材。次ページをお願いいたします。提案理由をご説明申し上げます。条例の概要でございますが、これは町政の発展等への功績が顕著な方に対し町として表彰を行うため、表彰の種類、審議会の設置、方法等の所要の事項を定めるものとして提案をするものでございます。条例の概要及び要点につきましてご説明を申し上げます。第1条は、この条例の目的を定め、町政の発展、公益の増進等の功績が顕著な方に対し、表彰を行うことを定めるものであります。第2条は、表彰の種類を特別功労表彰と功労表彰の2つとするものでございます。第3条は、特別功労表彰を規定するものでございまして、功労表彰に該当し、その功績が特に顕著な個人、団体とするものを定めるものでございます。第4条は、功労表彰の区分を5つ定めるものであり、第1号は、地方自治の進展に著しい功労のあった方、2号は、産業、文化その他分野の振興、発展に特に功労のあった方、第3号は、特に優れた善行を行い町民の模範となる方、第4号は、町の広域福祉のため多額の金品を寄附された方とし、第5号では、その他の内容で町政に功労があり適当と認めた方を対象とするものでございます。第5条は、表彰に該当審査するための第三者機関として、表彰審議会を設置することを定めるものでございます。審議会は委員8人以内で組織し、議員の方、識見を有する方、その他表彰審議にふさわしい方で構成することとしております。なお、会議運営等の詳細事項は規則で定めるものでございます。次ページをお願いいたします。第6条は、表彰時期として5年毎を必要に応じて行うことができることを定め、第7条では、表彰の方法を定めております。第8条は、条例の施行にあたり、より具体的な表彰基準運用に必要な事項を規則で定めることといたしております。附則といたしまして、第1項で、公布の日から施行することといたしております。第2項におきましては、この条例第5条により設置する表彰審議会の委員の報酬と費用弁償について美郷町委員会の委員等並びに非常勤の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部改正を行い、支給するものでございます。以上が議案第1号でございます。よろしくをお願いいたします。

引き続きまして、上程になりました議案第2号についてご説明を申し上げます。議案第2号、美郷町特別職の職員で常勤のものの給料の特例に関する条例の制定について。美郷

町特別職の職員で常勤のもの給料の特例に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成27年1月13日提出。美郷町長 景山良材。次ページをお願いいたします。提案理由のご説明をさせていただきますが、先程町長の諸報告の中にもございました、この度の条例を提出に至りました経過判断につきましては、ご説明いただきましたので条例の内容につきましてご説明を申し上げます。第1条につきましては、町長の給料の2月分を100%減額することを定めたものでございます。2月分給料、基本額の全額を減額するものでございます。第2条につきましては、副町長の給料の2月分を100%減額することを定めたものでございます。2月分給料、給料基本額の全額を減額するものでございます。附則といたしましてこの条例は、交付の日から施行し、平成27年2月28日で失効するものでございます。以上が議案第2号でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、住民課長

●渡邊住民課長

上程いただきました議案第3号につきましてご説明をいたします。議案第3号、美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成27年1月23日提出。美郷町長 景山良材。次のページをお願いいたします。美郷町国民健康保険税条例に第27条として、税額の端数計算の条文を新たに加えるものでございます。内容についてご説明いたします。国民健康保険税につきましては、年税額を月毎の12期に分けて納付をいただいております。その内、賦課の基礎となる前年中の所得が確定するまでの、4月から6月までの3期につきましては、仮算定額を納付いただき本算定を行ったのち、年税額から仮算定を差し引いた額を7月から翌年の3月までの9期に分割して納付いただいております。この保険税を月額に分割する計算過程におきまして、現行では地方税法の規定に準じて、分割金額に千円未満の端数があるときはその端数を、また分割金額が千円以下であるときは、その全額をすべて最初の納期の分割金額に合算することとしております。それにより算定後の最初の納期である4月分及び7月分の額が、他の納期の額に比べて極端に大きくなる場合があり、納税者に分かり難い仕組みとなっております。このたび、条例中に地方税法とは異なる定めを追加することにより、端数処理の金額を千円減未満から百円未満とし、各納期の負担額を平準化させ、納付しやすい環境をつくるために改正を行うものでございます。附則といたしましてこの条例は、平成27年4月1日から施行する。以上が議案第3号でございます。ご審議の程お願いいたします。

●佐竹議長

以上で提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。始めに議案第1号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

質疑が無いようですので、議案第1号の質疑を終わります。続きまして議案第2号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●佐竹議長

6番。

●山本議員

1点だけちょっとお伺いをいたしたいと思います。この問題につきましては、私は以前より申し上げておりましたように、こういう形での責任の取り方はまずいのではないかということを私は1回申し上げたと思うんです。控室だったと思いますが。それから考えますとですね、どうもこれは金で責任を取られるということに対して、私は納得がいかないわけございまして、先程の報告の中でおっしゃいましたけども、思うところがあるというような言い方でございますが、どういう考えなのか、この辺りについてちょっとお伺いをしたい。後で反対討論でもするかというようなこともございますが、少し変な形に、質問としては変な形になるかと思いますが、少し意見も言わしていただきたいという気持ちもございまして、許可いただけたらこの質問について受けていただきたいと思いません。

●佐竹議長

答弁を。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

今山本議員の質問の件でございますけれども、やはり最高責任者としてですね、申し上げましたように、まあ責任を、まあ取ると言えば、言葉も金額等あるかもわかりませんが、いろいろ熟慮したうえでですね、色々まあこうして、幾らかの責任を取るという結論に達したところでございますので、これについてまあ質問があるようでございますけれども、町長・副町長、十分、その熟慮の上の決定でございますのでご理解いただきたいと思えます。

●佐竹議長

6番。

●山本議員

私が申し上げたいのは、そういう形で責任を取るべき問題でないということ。一つは、この地方公務員と一般労働、通常の労働者との違いはあるということが一つあります。いわゆる法律に基づいても、地方公務員法というもので労働条件というのは決まっておりますね、通常の形とは違うということがあるわけですし、その中に提起がなされてない状況があり、これが出たということで、決して金で解決できるような、お詫びをするような問題ではないというふうに私は今回考えております。でしたがいまして、別に私は歴

代、これまでの執行部としての責任があるなら戒告なりなんなりで、戒めるということと言われておりますが、その歴代の、これまで何もなされてなかったという事に対して、はっきり戒めるということでも私は十分ではないかというふうに思ったわけでございまして、前に控室での話の時にもそのことは申し上げたつもりでございまして。責任を取るべきであるが、戒めでも十分じゃないかということで申し上げたつもりであります。というのはやっぱり、そういう何と申しますか、法律上にもはっきりわからないような状況の中ですね、一々こういう形で、何と申しますか責任を取るという形になりますと、いろんな行政を進める上では、何かと不便な事が出てくるのではないかという懸念があるからでございまして、まあこれは意見になりまして、質疑の中では不適切だということもちょっとわかっておりますが、この事だけは言わせて、おいていただきたいと思っております。まあそういうことで、処分されるなら、まあ処分を自らされるということでございまして、その事について、まあとやかく言いませんが、私の意見としては、そのことはあるということをごこの場で申し上げておきたいと思っております。別に答弁はいりません。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

答弁はよろしいと言うことでございすけれども、やはりですね法的にどうこうと言う決まりは無い訳でございすんで、道義的責任を取るということで、まあこの結論に至ったところでございすので、これで責任というよりは道義的責任を取ったということでご理解をいただきたいと思っております。以上。

●佐竹議長

他に質疑はございせんか。

(なしの声)

●佐竹議長

質疑が無いようですので、議案第2号の質疑を終わります。続きまして議案第3号に対する質疑に入ります。質疑はありせんか。

(なしの声)

●佐竹議長

質疑が無いようですので、議案第3号の質疑終わります。以上で議案の質疑を終わります。これより議案の討論、表決に入ります。

始めに議案第1号に対する討論に入ります。反対討論はありせんか。

(なしの声)

●佐竹議長

賛成討論はありせんか。

(なしの声)

●佐竹議長

討論が無いようですので、討論を終わります。これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第1号・美郷町表彰条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。続きまして議案第2号に対する討論に入ります。反対討論はありますか。

(なしの声)

●佐竹議長

賛成討論はありますか。

(なしの声)

●佐竹議長

討論が無いようですので、討論を終わります。これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第2号・美郷町特別職の職員で常勤のものの給料の特例に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

●佐竹議長

挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。続きまして議案第3号に対する討論に入ります。反対討論はありますか。

(なしの声)

●佐竹議長

賛成討論はありますか。

(なしの声)

●佐竹議長

討論が無いようですので、討論を終わります。これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第3号・美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもちまして、平成27年美郷町議会第1回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

この後、3時40分から全員議会を開催いたします。よろしく申し上げます。

(閉会 午後 3時 28分)